

都市機能誘導区域外における事前届出

本市では、平成 29 年 3 月 31 日に、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を策定・公表しました。これに伴い、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備動向を把握するため、以下の行為を行おうとする場合には、これらの行為に着手する日の 30 日前までに、行為の種類や場所などについて、市へ届け出ることが必要となります。（都市再生特別措置法第 108 条の規定に基づく届出）

対象となる区域・行為

- ① 対象となる区域：都市機能誘導区域外（※別表及び区域図参照）
- ② 対象となる施設：誘導施設（※別表参照）

- | | | |
|-----------------|--------------|-------------|
| (1) 市役所・分室・連絡所等 | (2) 高齢者交流施設 | (3) 子育て支援施設 |
| (4) 駅チカ保育施設 | (5) 二次救急医療機関 | (6) 文化ホール |
| (7) 図書館 | (8) 学習センター等 | |

- ③ 届出の期日：行為に着手する日の 30 日前までに届出
- ④ 対象となる行為

開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為
建築等行為	①誘導施設を有する建築物を新築する場合 ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

- ⑤ 届出窓口：**大和市 街づくり施設部 街づくり計画課 都市計画係**
(電話) 046-260-5443

※開発・建築等行為を行おうとする区域・敷地の全部または一部が都市機能誘導区域外にある場合は、届出対象になります。

※届出をしないで、または虚偽の届出をして、開発・建築等行為を行った場合、30 万円以下の罰金に処せられることがあります。（都市再生特別措置法第 130 条）

※他の都市機能誘導区域に設定されている誘導施設が、別の都市機能誘導区域で誘導施設として設定されていない場合、後者の区域で対象の誘導施設を設置する場合には、届出が必要となります。

※届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第 35 条「重要事項の説明等」の対象になります。

別表：都市機能誘導区域と誘導施設

誘導施設	定義	都市機能誘導区域				
		大和駅周辺	中央林間駅周辺	高座渋谷駅周辺	鶴間駅・南林間駅周辺	桜ヶ丘駅周辺
市役所・分室・連絡所等	<ul style="list-style-type: none"> ・大和市の事務所の位置を定める条例に基づく大和市役所本庁舎 ・大和市連絡所設置規則に基づく分室・連絡所 ・大和市福祉事務所設置条例に基づく大和市福祉事務所（大和市保健福祉センター） 	●	●	●	●	●
高齢者交流施設	<ul style="list-style-type: none"> ・大和市保健福祉センター条例第3条第1項第4号に基づく老人福祉センター ・大和市まごころ地域福祉センター条例に基づく大和市まごころ地域福祉センター ・「地域の居場所・相談所づくり」として市が設置した施設 	●	●	●	●	●
子育て支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・大和市まごころ地域福祉センター条例第3条第1項第5号に基づく事業を行う大和市子育て支援センター ・子育て世代の市民の社会活動を支援する施設であって、以下の①、②の条件を全て満たすもの。 <ul style="list-style-type: none"> ①子育てに関する相談及び情報提供を行う施設、又は子育て中の親と子が利用できる遊び場施設、又は乳幼児の一時預かり機能を有する施設、又は送迎ステーション機能を有する施設 ②子育て世代をはじめ多世代の市民の交流を創出するとの観点から、拠点形成に資する他の誘導施設等（駅チカ保育施設、高齢者交流施設、図書館、学習センター等）と一体的に整備された施設 	●	●	●		●
駅チカ保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の①、②に定める施設のうち、鉄道駅施設内や駅ビル内、駅前広場等に面する敷地や建物内など、「駅チカ」で整備されるもの。又は、駅周辺において子育て世代の生活を支援する子育て支援施設（公園など子どもの遊び場を含む）、その他の誘導施設と一体となって整備されるもの。 <ul style="list-style-type: none"> ①児童福祉法第39条に定める保育所及び同法第39条の2に定める幼保連携型認定こども園 ②児童福祉法第6条の3第10項に定める小規模保育事業を行う事業所 	●	●	●	●	●
二次救急医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・大和市の休日夜間の救急医療体制において、二次救急医療機関に指定された病院 	●	●	●	●	●
文化ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・やまと芸術文化ホール条例に基づくやまと芸術文化ホール 	●				
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・大和市立図書館条例に基づく大和市立図書館、及び分館 	●	●	●		
学習センター等	<ul style="list-style-type: none"> ・大和市生涯学習センター条例に基づく大和市生涯学習センター（本館） ・中央林間地区街づくりビジョンに基づく地域交流センター 	●	●			

※上記の施設を都市機能誘導区域外で設置する場合、届出が必要となります。

※また、各都市機能誘導区域において、「●」の付いていない施設を設置する場合、届出が必要となります。

《都市機能誘導区域図》

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

